

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	河川課	整理番号	4 - 313
処分の種類	採取跡埋め戻し等災害防止措置命令				
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第23条第2項				
処分の概要	違法砂利採取者に対する採取跡の埋め戻し、災害防止措置命令				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)砂利採取法第23条第2項 第三条の規定に違反して砂利採取業を行なった者又は第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なった者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>				
基準の制定根拠	—				